

事務連絡
令和4年5月17日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

国土交通省直轄工事における建設キャリアアップシステムの活用について

建設キャリアアップシステムの活用促進については、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について」（令和2年4月1日付け国土入企第2号）により、令和5年度からのあらゆる工事での建設キャリアアップシステムの完全実施に向けての取組をお願いしているところです。

今般、建設キャリアアップシステムの更なる活用に向けて、令和4年7月1日以降に入札公告等を行う国土交通省直轄工事における CCUS 義務化モデル工事及び CCUS 活用推奨モデル工事等の実施について、別添の「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和4年4月28日付け国会公契第2号、国官技第2号、国北予第1号）により、各地方整備局等宛てに通知しておりますので、参考送付させていただきます。

各地方公共団体におかれましては、「建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用促進等について」において、国土交通省直轄工事における CCUS 義務化モデル工事及び CCUS 活用推奨モデル工事、地方公共団体発注工事における加点点評価等を踏まえ、公共工事におけるインセンティブ措置等について積極的な検討と取組を要請したところではありますが、引き続き、別添の直轄工事におけるモデル工事の実施内容も参考に、適切なお対応を宜しくお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いいたします。

国会公契第2号
国官技第2号
国北予第1号
令和4年4月28日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房 会計課長
 技術調査課長
北海道局 予算課長
 (公印省略)

建設キャリアアップシステムの活用について

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、建設技能者の処遇改善による担い手確保を更に推進することを目的として、令和2年3月23日にとりまとめた「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」に基づき、国土交通省直轄の一般土木工事においてCCUSを活用するモデル工事に取り組んできたところであるが、当面下記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. モデル工事の実施

国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち一般土木工事の支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が2億5千万円以上の工事が対象。）については、原則として全ての工事においてモデル工事を実施することとする。

また、これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、対象とする工事や件数、発注方式を各地方整備局等において積極的に検討し、モデル工事を実施することとする。

2. 発注方式

CCUSを活用するモデル工事については、以下のいずれかの発注方式により実施するものとし、実施にあたっては、別紙によることとする。

(1) CCUS義務化モデル工事

発注者が、CCUSを活用することを指定する方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点を行う試行工事

(2) CCUS活用推奨モデル工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対してCCUSを活用することを協議したうえで取り組む方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点を行う試行工事

3. フォローアップの実施

モデル工事における効果や課題を検証し、必要に応じて別紙を改善していくため、別途実態把握のための調査を依頼することがあるので、承知されたい。

附 則

- 1 本通知は、令和4年7月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和2年5月14日付け国地契第7号、国官技第35号、国北予第8号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和4年6月30日までに入札公告等を行った工事については、旧通知による。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事 実施要領

1. 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、国土交通省直轄工事において、発注者がCCUSを活用することを指定し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）及び受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者： 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者： 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 登録事業者率： $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$
- ・ 登録技能者率： $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
- ・ 就業履歴蓄積率： $\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$
- ・ 計測日： 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、特記仕様書に基づき受発

注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。

- ・平均登録事業者率：登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率：登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率：就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

3. CCUS義務化モデル工事

(1) 試行内容

CCUS義務化モデル工事の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点又は減点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

(2) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(1)に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

(3) 工事成績評定への反映

受注者が(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について(平成25年3月25日付け国官技第323号。以下「工事成績評定実施要領」という。)の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

また、受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

(4) 未達成項目等の報告

受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日まで受注者に報告させるものとする。

(5) 入札説明書及び特記仕様書への明示

CCUS義務化モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、入札説明書及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

<入札説明書>

(○) 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

<特記仕様書>

第〇条 CCUS義務化モデル工事

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
2. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
3. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
 - ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
 - ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率：4. に定める計測日において計測された登録事業者率の平

均値

- ・平均登録技能者率：4. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・平均就業履歴蓄積率：4. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

4. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。
5. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%以上、平均登録技能者率60%以上及び平均就業履歴蓄積率30%以上（以下「最低基準」と総称する。）を全て達成するものとし、最低基準が未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。また、発注者は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目（以下「考査項目」という。）「7. 法令遵守等」において1点減点を行う。
6. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
7. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

4. CCUS活用推奨モデル工事

(1) 試行内容

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事において、受注者がCCUSの活用に取り組む旨を希望し、工事着手前に発注者に対してCCUSを活用することを協議した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

(2) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(1)に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

(3) 工事成績評定への反映

受注者が(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

(4) 未達成項目等の報告

受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日まで受注者に報告させるものとする。

(5) 入札説明書及び特記仕様書への明示

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、入札説明書及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

<入札説明書>

- (○) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

<特記仕様書>

第〇条 CCUS活用推奨モデル工事

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
2. 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。
また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3.～7.を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3.～7.は適用しないものとする。
3. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・登録事業者率： $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$
 - ・登録技能者率： $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
 - ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率：5.に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率：5.に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率：5.に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修

状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。

6. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率 90%以上、平均登録技能者率 80%以上及び平均就業履歴蓄積率 50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
7. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率 70%、平均登録技能者率 60%、平均就業履歴蓄積率 30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。
8. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
柱書き	<p>建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）については、平成31年4月から運用が開始されたところであるが、CCUSを活用し、建設技能者の処遇改善による担い手確保を更に推進することを目的として、「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（以下「官民施策パッケージ」という。）を令和2年3月23日にとりまとめたところである。</p> <p>官民施策パッケージに位置付けられた施策のうち、国土交通省直轄工事において取り組む事項について下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。</p>	<p>建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、<u>建設技能者の処遇改善による担い手確保を更に推進することを目的として、令和2年3月23日にとりまとめた「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」に基づき、国土交通省直轄の一般土木工事においてCCUSを活用するモデル工事に取り組んできたところであるが、当面下記のとおり行うこととしたので通知する。</u></p>
1. モデル工事の実施	<p>1. モデル工事の実施</p> <p>令和2年度から、官民施策パッケージに基づき、一般土木工事（WTO対象工事に限る。）について、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）及びCCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）を各地方整備局及び北海道開発局（以下「各地方整備局等」という。）において試行することとしたので、CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の実施に当たっては、別紙1によることとし、令和2年5月14日以降に入札手続を開始する工事を対象に適用することとされたい。併せて、各地の建設業界の要望、理解等を踏まえつつ、一般土木工事（WTO対象工事）以外の工事においてもCCUS活用推奨モデル工事を試行することについて、各地方整備局等において検討されたい。</p> <p>なお、令和3年度以降については、令和5年度から建設業退職金共済制度がCCUSを活用した電子申請方式へ完全移行する予定であることと連動して、段階的にCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の対象を拡大する予定であることを申し添える。</p>	<p>1. モデル工事の実施</p> <p><u>国土交通省直轄工事（官庁営繕関係及び港湾空港関係を除く。以下同じ。）のうち一般土木工事の支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が2億5千万円以上の工事が対象。）については、原則として全ての工事においてモデル工事を実施することとする。</u></p> <p><u>また、これ以外の国土交通省直轄工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、対象とする工事や件数、発注方式を各地方整備局等において積極的に検討し、モデル工事を実施することとする。</u></p>
2. CCUSと連動した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究	<p>2. CCUSと連動した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究</p> <p>—CCUSに蓄積される技能者情報や就業者履歴と、別途調査する施工実態（作業時間や作業内容等）とを組み合わせることで分析することにより、ICT施工、BIM/CIMの活用等による労働生産性向上効果を定量的に把握することが可能となり、建設現場の労働生産性向上に寄与することが期待されることから、令和2年度から調査研究に着手する予定であり、今後、必要なデータの提出の依頼等があり得ることを子知されたい。</p>	<p><u>削除</u></p>
2. 発注方式	<p>記載なし</p>	<p><u>2. 発注方式</u></p> <p><u>CCUSを活用するモデル工事については、以下のいずれかの発注方式により実施するものとし、実施にあたっては、別紙によることとする。</u></p> <p><u>(1) CCUS義務化モデル工事</u></p> <p><u>発注者が、CCUSを活用することを指定する方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点を行う試行工事</u></p> <p><u>(2) CCUS活用推奨モデル工事</u></p> <p><u>受注者が、工事着手前に、発注者に対してCCUSを活用することを協議したうえで取り組む方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点を行う試行工事</u></p>

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
3. 元請企業による下請企業の適正な見積りの尊重の促進・徹底	<p>3. 元請企業による下請企業の適正な見積りの尊重の促進・徹底 —下請企業に対する適正な労務賃金の支払いを促進する観点から、令和元年度に関東地方整備局において、別紙2のとおり「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事を試行し、労務費見積り尊重の取組を総合評価で加点する措置を講じているところであり、こうした取組も参考にしつつ、官民施策パッケージに位置付けられた元請企業による下請企業の適正な見積りの尊重の促進・徹底のため、必要な取組を行われたい。</p>	<p><u>削除</u></p>
3. フォローアップの実施	<p><u>記載なし</u></p>	<p><u>3. フォローアップの実施</u> <u>モデル工事における効果や課題を検証し、必要に応じて別紙を改善していくため、別途実態把握のための調査を依頼することがあるので、承知されたい。</u></p>
附 則	<p><u>記載なし</u></p>	<p><u>附 則</u> <u>1 本通知は、令和4年7月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。</u> <u>2 「建設キャリアアップシステムの活用について」（令和2年5月14日付け国地契第7号、国官技第35号、国北予第8号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和4年6月30日までに入札公告等を行った工事については、旧通知による。</u></p>

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
別紙 1. 目的	本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、国土交通省直轄工事において、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）及びCCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。	本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、国土交通省直轄工事において、 <u>発注者がCCUSを活用することを指定し</u> 、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）及び <u>受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し</u> 、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。
別紙 3. CCUS義務化モデル工事 (○) 対象工事	（1）対象工事 国土交通省が発注する一般土木工事（WTO対象工事に限る。以下同じ。）のうち、地方整備局等が必要と認めた工事を対象とする。	削除 ※以降、番号繰り上げ
別紙 3. CCUS義務化モデル工事 (○) 試行内容	<u>（1）</u> の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点又は減点を行うものとする。	<u>CCUS義務化モデル工事</u> の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点又は減点を行うものとする。
別紙 3. CCUS義務化モデル工事 (○) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法	発注者は、受注者に対して <u>（2）</u> に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。	発注者は、受注者に対して <u>（1）</u> に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。
別紙 3. CCUS義務化モデル工事 (○) 工事成績評定への反映	受注者が <u>（2）</u> に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について（平成25年3月25日付け国官技第323号。以下「工事成績評定実施要領」という。）の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、 <u>（2）</u> に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。 また、受注者が <u>（2）</u> に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。	受注者が <u>（1）</u> に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について（平成25年3月25日付け国官技第323号。以下「工事成績評定実施要領」という。）の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、 <u>（1）</u> に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。 また、受注者が <u>（1）</u> に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。
別紙 3. CCUS義務化モデル工事 (○) 未達成項目の公表等	<u>（5）未達成項目の公表等</u> 受注者が <u>（2）</u> に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後14日以内に発注者に報告させるとともに、公表させるものとする。	<u>（4）未達成項目等の報告</u> 受注者が <u>（1）</u> に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合、 <u>発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。</u>

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
別紙 3. CCUS義務 化モデル工事 特記仕様書作成例	4. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、令和3年度以降の計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。	4. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。
別紙 3. CCUS義務 化モデル工事 特記仕様書作成例	5. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%以上、平均登録技能者率60%以上及び平均就業履歴蓄積率30%以上（以下「最低基準」と総称する。）を全て達成するものとし、最低基準が未達成の場合は、 <u>発注者は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目（以下「考査項目」という。）「7. 法令遵守等」において1点減点を行う。また、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後14日以内に発注者に報告し、公表すること。</u>	5. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%以上、平均登録技能者率60%以上及び平均就業履歴蓄積率30%以上（以下「最低基準」と総称する。）を全て達成するものとし、最低基準が未達成の場合は、 <u>本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。また、発注者は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目（以下「考査項目」という。）「7. 法令遵守等」において1点減点を行う。</u>
別紙 3. CCUS義務 化モデル工事 特記仕様書作成例	<u>記載なし</u>	<u>7. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。</u>
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 (1) 対象工事	（1）対象工事 国土交通省が発注する一般土木工事のうち、地方整備局等が必要と認めた工事を対象とする。	削除 ※以降、項目番号繰り上げ
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 (○) 試行内容	<u>（1）の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。</u>	CCUS活用推奨モデル工事の対象工事において、受注者がCCUSの活用に取り組む旨を希望し、 <u>受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSを活用することを協議した場合は</u> 、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 (○) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法	発注者は、受注者に対して <u>（2）</u> に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。	発注者は、受注者に対して <u>（1）</u> に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 (○) 工事成績評定への反映	受注者が <u>（2）</u> に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、 <u>（2）</u> に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。	受注者が <u>（1）</u> に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、 <u>（1）</u> に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 (○)未達成項目 の公表等	(5)未達成項目の公表等 受注者が(2)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後14日以内に発注者に報告させるとともに、公表させるものとする。	(4)未達成項目等の報告 受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、 <u>発注者は、</u> 工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 特記仕様書作成例	規定なし	2.受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。 また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3.～7.を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3.～7.は適用しないものとする。 ※以降、項目番号繰り下げ
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 特記仕様書作成例	3.本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。 ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。 ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。 ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数 ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数 ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数 ・平均登録事業者率：4.に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値 ・平均登録技能者率：4.に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値 ・平均就業履歴蓄積率：4.に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値	4.本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。 ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。 ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。 ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。 ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。 ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数 ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数 ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数 ・平均登録事業者率：5.に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値 ・平均登録技能者率：5.に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値 ・平均就業履歴蓄積率：5.に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 特記仕様書作成例	4.受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、令和3年度以降の計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。	5.受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。

新 旧 表

ページ	現 行	改 正
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 特記仕様書作成例	6. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率 70%、平均登録技能者率 60%、平均就業履歴蓄積率 30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査終了後 14 日以内に発注者に報告し、公表すること。	7. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率 70%、平均登録技能者率 60%、平均就業履歴蓄積率 30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。
別紙 4. CCUS活用 推奨モデル工事 特記仕様書作成例	記載なし	8. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。